

国民健康保険とは

I. 国民健康保険の概要

国民健康保険（国保）は、病気や怪我をしても安心して病院に受診できるように加入者（被保険者）が保険料を出し合い、医療費に充てる相互扶助の制度です。現在の日本国内の医療保険制度では、いずれかの医療保険（国保、社会保険、共済組合など）に必ず加入しなければなりません。町内にお住いの74歳以下の方で、社会保険などの加入者、生活保護を受けている方以外は国保に加入義務があります。

なお、国保は加入者からの保険料のほか、国や県からの補助金を財源に運営されています。

II. 国民健康保険税(国保税)について

1. 算定方法

保険税は「前年の所得」「世帯における国保加入者数」をもとに計算をします。

また、「医療分」「後期高齢者支援金分」「介護分」「子ども・子育て支援金分」の4つの区分ごとに保険税を計算し、その合計額が1世帯当たりの1年間の保険税額となります。なお、介護分は40歳から64歳までの方のみ課税となります。

また、それぞれの区分ごとに最大の保険税額（課税限度額）が定められており、それを超える保険税が課税されることはありません。

	算 出 方 法	医療分	支援金分	介護分	子ども・子育て
所得割	{前年所得額-43万円（基礎控除※1）}×税率	6.75%	2.70%	2.40%	0.22%
均等割	加入者1人あたり	21,800円	9,100円	8,300円	670円（※2）
	加入者が未就学児（6歳以下）の場合	10,900円	4,550円	—	335円（※2）
	加入者が18歳以上の場合	—	—	—	30円
平等割	1世帯あたり	21,800円	9,100円	8,200円	800円
課税限度額	1世帯あたり	670,000円	260,000円	170,000円	30,000円

※1 前年の総所得から基礎控除（43万円）を差し引いた金額に税率を乗じて算出

※2 18歳未満の加入者は全額減免

ポイント！ 令和8年4月から『子ども・子育て支援金制度』が開始

少子化という大きな課題に対し、社会全体で子どもと子育て世帯を支えるために『子ども・子育て支援金制度』が創設されました。この制度は、子ども・子育て施策を充実させ、より安心できる子育て環境を作るためのもので、児童手当の拡充（高校生まで対象、所得制限撤廃など）、妊婦への支援、保育サービスの充実などに限定して使われます。

なお、この制度の財源として、国保や社会保険に加入されているすべての皆様の健康保険料に合わせて「子ども・子育て支援金」として納付いただきます。

2. 納税義務者

国保に加入している世帯の世帯主です。世帯主が国保に加入していなくても、世帯主を納税義務者として通知されます。

3. 納付の方法

国保税の納付の方法は①普通徴収と②特別徴収に大別されます。

① 普通徴収

〔対 象〕 次の②に該当しない方

- 〔納付方法〕 (i) 納付書払い…役場、金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等で納付
(ii) 口座振替…指定した預貯金口座から納期限日に自動引き落とし

- 納期は、7月から翌年3月までの9回です。納税通知書に記載されている各納期限までに、金融機関・コンビニエンスストア等で納付してください。
- 電子納付については、納税通知書に印字している eL-QR（地方税統一 QR コード）を使って、スマートフォン決済アプリからも直接納付していただけます。
※QR コードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。
- 口座の登録をしている方（納税通知書に口座の記載がある方）は、納期日に振替となります。
- 口座振替または口座の変更を希望する場合は、各納期の 10 日前までに役場総務課収納推進係または町内金融機関へ「町税等口座振替依頼書」を提出してください。

〈対応金融機関〉

- ・ 八十二長野銀行
- ・ 長野信用金庫
- ・ 長野県信用組合
- ・ ながの農業協同組合
- ・ 三井住友銀行（口座振替のみ）
- ・ ゆうちょ銀行（※ゆうちょ銀行は翌月からの振替になります。）

② 特別徴収

〔対 象〕 次の条件をすべて満たす世帯

- ・ 世帯主が国保に加入しており、65 歳以上 75 歳未満であること
- ・ 世帯内の国保の加入者全員が、65 歳以上 75 歳未満であること
- ・ 特別徴収の対象となる年金の年間受給額が 18 万円以上であること
- ・ 世帯主の介護保険料が特別徴収されていること
- ・ 国保税と介護保険料の合計額が、年金受給額の 2 分の 1 を超えないこと

〔納付方法〕 公的年金より自動的に国保税を天引き（いわゆる「年金天引き」）

※ 詳しくは「特別徴収で納めていただく方へ」をご覧ください。

4. 納付期限

- 4月から翌年3月分までの12か月分を、7月から翌年3月までの9期に分けて納めます。
- 納税通知書に口座の記載がある方は、納期限日に口座振替となります。

Ⅲ. 軽減制度・支援措置について

次に該当する場合は、国保税の軽減や支援措置を受けることができます。

1. 所得が一定基準以下の世帯に係る軽減措置（申請不要）

〔対 象〕 世帯主および国保加入者全員の前年所得の合計が、次の『軽減判定表』の基準額以下の世帯

※ 65 歳以上の公的年金等受給者は、公的年金所得から 15 万円を限度とし控除した額と基準額を比較して判定します。

■ 軽減判定表

基 準 額	軽減割合
43 万円 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	7 割
43 万円 + 31 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	5 割
43 万円 + 57 万円 × 被保険者数 + 10 万円 × (給与所得者等の数 - 1) 以下	2 割

〔内 容〕 上記の〔対象〕に該当する場合は、『軽減判定表』右欄の割合で均等割額および平等割額が軽減されます。

〔注意点〕

- ・ 世帯内に所得未申告の方がいると軽減が適用されませんので、必ず申告をお願いします。
- ・ 「前年所得」には住民税の算定で用いられる専従者控除・障害者控除・土地や建物などの譲渡所得に係る特別控除などの適用はありません。
- ・ 年度途中に被保険者が増減した場合の再判定は行いませんが、世帯主変更があった場合は、変更後の世帯状況で再判定します。

2. 後期高齢者医療制度に移行する世帯の軽減制度

(1) 特定世帯・特定継続世帯に対する軽減(申請不用)

〔対 象〕 75 歳になった方が後期高齢者医療制度に移行することにより、その方と同じ世帯の国保加入者の方の国保税負担が急激に増えないように次の軽減を受けることができます。

〔内 容〕 特定世帯（世帯内の国保被保険者が 75 歳に到達して後期高齢者医療制度に移行したことに伴い、国保加入者が 1 名となった世帯）は、5 年間平等割が半額になります。
さらにその後 3 年間は「特定継続世帯」として平等割が 4 分の 3 の額となります。

(2) 職場の健康保険等の被扶養者であった方に対する軽減(申請必要)

〔対 象〕 職場等の健康保険などの加入者が後期高齢者医療制度に移行することにより、その扶養家族（65 歳から 74 歳の方）が新たに国保に加入する場合に、一部減免を行います。

〔内 容〕 所得割額は全額免除、均等割額と平等割額は資格取得日の属する月以後 2 年を経過する月まで、5 割を減免

※ 後期高齢者医療制度に移行に伴う手続きは必要ありません。また、75 歳に到達する月の前月分までの国保税を予め月割計算してありますので、税額の更正（修正）等の通知もいたしません。移行に伴う軽減に該当する場合は、当該翌月に通知します。

■軽減後の金額

	医療分		支援金分		介護分	
	【特 定 世 帯】 《特定継続世帯》		【特 定 世 帯】 《特定継続世帯》		【特 定 世 帯】 《特定継続世帯》	
	均等割	平等割	均等割	平等割	均等割	平等割
	(1 人につき)	(1 世帯につき)	(1 人につき)	(1 世帯につき)	(1 人につき)	(1 世帯につき)
7 割 軽減後	6,540 円	6,540 円 【3,270 円】 《4,905 円》	2,730 円	2,730 円 【1,365 円】 《2,047 円》	2,490 円	2,460 円
5 割 軽減後	10,900 円	10,900 円 【5,450 円】 《8,175 円》	4,550 円	4,550 円 【2,275 円】 《3,412 円》	4,150 円	4,100 円
2 割 軽減後	17,440 円	17,440 円 【8,720 円】 《13,080 円》	7,280 円	7,280 円 【3,640 円】 《5,460 円》	6,640 円	6,560 円
軽減なし	21,800 円	21,800 円 【10,900 円】 《16,350 円》	9,100 円	9,100 円 【4,550 円】 《6,825 円》	8,300 円	8,200 円

※ 【特 定 世 帯】：後期高齢者制度に加入し、国保の被保険者でなくなったことにより、その世帯に国保加入者が 1 人となった世帯。

※ 《特定継続世帯》：特定世帯となり 5 年経過した世帯。

3. 未就学児がいる世帯への支援制度(申請不要)

〔対 象〕 国保に加入している「未就学児（6 歳に達する日以降の最初の 3 月 31 日まで）」
がいる世帯

〔内 容〕 子どもの「均等割額」が自動的に 2 分の 1 になります。

〔ポイント〕 所得制限はありません。申請の手続きも不要です。

4. 出産する被保険者への軽減措置(申請必要)

出産する被保険者の保険税は所得割額と均等割額が産前産後期間相当分(4か月分・多胎妊娠の場合は6か月分)免除されます。該当の場合は、届け出が必要になります。

5. 減免及び課税の特例について

当該年度において、疾病・失業等により収入が著しく減少した場合や、災害やその他特別な事情がある場合には減免を受けることができます。減免には事前の申請のうえ審査を行いますので、先ずはご相談ください。

また、会社の倒産や解雇等の理由により離職した方で雇用保険の受給資格のある方は、特例措置が受けられる場合があります。

【重要】ご注意ください

上記の軽減制度・支援措置のうち、『申請不要』のものについては、町が把握しているデータに基づいて自動的に適用されますが、「住民税の申告」がされていることが前提となります。収入が無かった場合でも、「住民税の申告」をしていない場合は所得不明となり、軽減が適用されなくなりますので、無収入でも必ず申告をしてください。

IV. お願い

1. 町国保以外の被用者保険に加入した場合は速やかに国保脱退の届け出を

町国保以外の被用者保険(社保など)に加入したときは14日以内に国保を脱退する届出が必要です。脱退の届出が遅れると、国保で負担した医療費を返還手続きが必要になるほか、他の被用者保険の保険料と二重に納付する時期が出てしまいます。

詳しくは福祉健康課 保険係(電話 0268-82-3111 内線 133)までお問い合わせください。

2. 国保税を滞納すると・・・

特別な理由がないにも関わらず国保税の滞納が続くと、『特別療養費の資格確認書』または『特別療養費の資格情報のお知らせ』が交付されます。この場合、医療機関での診療費は全額自己負担となるとともに、後日、役場の窓口で保険給付の支給申請が必要になります。滞納を長期間続けられると保険給付の全部または一部が差し止められますので、納付が困難な場合はお早めにご相談ください。

特別徴収(公的年金からの天引き)で納めていただく方へ

「特別徴収」とは、国保税を年金の受給額から直接差し引いて納付いただく制度です。特別徴収は、予め決められたスケジュール(年6回:4月、6月、8月、10月、12月、2月)で行われます。

1. 特別徴収の仮徴収と本徴収について

特別徴収開始時点で要件を満たす場合は、4月・6月・8月支給分の年金から仮徴収されます。仮徴収の金額は、すでに特別徴収されている方の場合、2月の特別徴収額と同額を天引きします。一方、新たに特別徴収の対象となる方の場合、前年度の年間保険税額を基に計算をした金額を天引きします。

仮徴収で天引きされた方は、毎年7月に決定する当該年度の年間保険税額(年税額=1年間で納めていただく税額)から、仮徴収で納めた額を差し引きして10月・12月・2月支給分の年金から本徴収として天引きします。なお、仮徴収で納めすぎた場合は、過誤納金を還付します。

(1) 4月(第1期)～8月(第3期)の仮徴収の期間は、前年度2月の納付額と同額を特別徴収します。

4月(第1期)・6月(第2期)・8月(第3期)仮徴収額 = 前年度2月(第6期)本徴収額

(例)前年度2月の納付額が3万円の場合

《イメージ》

前年度 本徴収			今年度 仮徴収		
10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)	4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)
30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

同額を仮徴収

(2) 年税額は7月に決定するため、本徴収(10月(第4期)～2月(第6期))の納付額は次の計算式で求めます。また、その額を3分の1にした額が本徴収期間の1期当たりの特別徴収額となります。

年税額 - 仮徴収期間の納付額 = 10月(第4期)～2月(第6期)の納付額

(例)年税額が21万円で仮徴収額が9万円の場合

- ・年税額 210,000円 - 仮徴収額 90,000円 = 本徴収額 120,000円
- ・本徴収額 120,000円 × 1/3 = 1期あたりの特別徴収額 40,000円

《イメージ》

仮徴収				本徴収		
4月(1期)	6月(2期)	8月(3期)	7月	10月(4期)	12月(5期)	2月(6期)
30,000円	30,000円	30,000円	年税額決定 年額 21万円	40,000円	40,000円	40,000円

2. 例外的に普通徴収となる場合

(1) 年度内に転入した場合や65歳になった場合

特別徴収の条件を満たしていても、しばらくの間は普通徴収となります。

(2) 年度途中で保険税が変更となる場合

世帯員の増減や所得の更正等により年度途中で保険税額が変更となる場合、一時的に普通徴収となることがあります。

Q&A よくあるご質問

Q:すでに別の健康保険に入っているのに納付書が届いたのは何故ですか?

A:国保を脱退する手続きが行われていない 又は 別の健康保険に加入する以前の課税分となります。詳しくは納入通知書の「国民健康保険税個人明細書」でご確認いただけます。

Q:徴収時期、金額や納付方法はどのようにして確認できますか?

A:納税通知書をご確認ください。

7月に送付する「納税通知書」には『いつ』、『どの方法で(特別徴収・普通徴収)』、『納付額』がすべて記載されていますので、ご確認ください。

【お問い合わせ】 税に関すること 総務課税務係 Tel0268-82-3111 内線(143)
届出に関すること 福祉健康課保険係 Tel0268-82-3111 内線(133)